

つくばみらい市規則第 号

つくばみらい市景観条例施行規則を次のように定める。

平成 年 月 日

つくばみらい市長

つくばみらい市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及びつくばみらい市景観条例（平成 年つくばみらい市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(景観計画区域内における行為の届出等)

第3条 条例第8条の規則で定める届出書は、法第16条第1項の規定による届出の場合にあってはつくばみらい市景観計画区域内行為届出書（様式第1号）とし、法第16条第2項の規定による届出の場合にあってはつくばみらい市景観計画区域内行為変更届出書（様式第2号）とする。

2 市長は、前項に規定する届出書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

(事前協議)

第4条 条例第12条第1項の規定による協議（以下「事前協議」という。）をしようとする者は、つくばみらい市景観計画区域内行為事前協議申出書（様式第3号）により市長に申し出なければならない。

2 事前協議は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出の30日前までにしなければならない。

3 市長は、事前協議の結果、当該事前協議に係る行為の内容が景観計画に適合していないと認める場合において、条例第13条の規定による指導をするときは、つくばみらい市景観計画区域内行為事前協議指導通知書（様式第4号）により当該指導をする者に通知するものとする。

(勧告)

第5条 法第16条第3項の規定による勧告は、つくばみらい市景観計画区域内行為勧告書（様式第5号）によるものとする。

(公表)

第6条 条例第15条第1項の規定による公表の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該公表に係る者の氏名及び住所

(2) 条例第15条第1項第2号に掲げる者にあつては、当該公表に係る者に対してした法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令の内容

2 前項の公表は、市役所内の掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

(特定届出対象行為に関する変更命令)

第7条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、つくばみらい市特定届出対象行為変更命令書(様式第6号)によるものとする。

(身分を示す証明書)

第8条 法第17条第8項の身分を示す証明書は、景観法第17条第8項の規定による身分証明書(様式第7号)とする。

(景観重要建造物の指定の通知等)

第9条 法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定(以下この条及び第14条において「指定」という。)をした場合において、法第21条第1項の規定による指定の通知は、つくばみらい市景観重要建造物指定通知書(様式第8号)によるものとする。

2 法第21条第2項の標識(次項において「標識」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号及び指定年月日

(2) 指定をした景観重要建造物の名称

(3) 指定の理由となった外観の特徴

3 標識は、当該標識に係る景観重要建造物の良好な景観を損なわない意匠とし、当該景観重要建造物の敷地内の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更の許可等)

第10条 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、つくばみらい市景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第9号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、同項の許可をしたときはつくばみらい市景観重要建造物現状変更許可通知書(様式第10号)により、同項の許可をしないこととしたときはつくばみらい市景観重要建造物現状変更不許可通知書(様式第11号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(景観重要建造物の原状回復等の命令)

第11条 法第23条第1項の規定による命令は、つくばみらい市景観重要建造物原状回復等命令書(様式第12号)によるものとする。

(景観重要建造物の状況の報告等)

第12条 条例第16条第3号の規定による報告は、つくばみらい市景観重要建造物管理状況報告書(様式第13号)によるものとする。

2 景観重要建造物の所有者又は管理者は、条例第16条第3号の規定による点検を年1回行わなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、これと異なる周期で点検を行うことができる。

(景観重要建造物の管理に関する命令等)

第13条 法第26条の規定による命令は、つくばみらい市景観重要建造物の管理に係る

命令書（様式第14号）によるものとする。

- 2 法第26条の規定による勧告は、つくばみらい市景観重要建造物の管理に係る勧告書（様式第15号）によるものとする。

（景観重要建造物の指定の解除の通知）

- 第14条 法第27条第1項又は第2項の規定により指定を解除した場合において、同条第3項の規定において準用する法第21条第1項の規定による指定の解除の通知は、つくばみらい市景観重要建造物指定解除通知書（様式第16号）によるものとする。

（景観重要樹木の指定の通知等）

- 第15条 法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定（以下この条及び第20条において「指定」という。）をした場合において、法第30条第1項の規定による指定の通知は、つくばみらい市景観重要樹木指定通知書（様式第17号）によるものとする。

- 2 法第30条第2項の標識（次項において「標識」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 指定をした景観重要樹木の樹種
- (3) 指定の理由となった樹容の特徴

- 3 標識は、当該標識に係る景観重要樹木の良い景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観重要樹木の付近の見やすい場所に設置するものとする。

（景観重要樹木の現状変更の許可等）

- 第16条 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、つくばみらい市景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第18号）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、同項の許可をしたときはつくばみらい市景観重要樹木現状変更許可通知書（様式第19号）により、同項の許可をしないこととしたときはつくばみらい市景観重要樹木現状変更不許可通知書（様式第20号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（景観重要樹木の原状回復等の命令）

- 第17条 法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定による命令は、つくばみらい市景観重要樹木原状回復等命令書（様式第21号）によるものとする。

（景観重要樹木の状況の報告等）

- 第18条 条例第17条第3号の規定による報告は、つくばみらい市景観重要樹木管理状況報告書（様式第22号）によるものとする。

（景観重要樹木の管理に関する命令等）

- 第19条 法第34条の規定による命令は、つくばみらい市景観重要樹木の管理に係る命令書（様式第23号）によるものとする。

- 2 法第34条の規定による勧告は、つくばみらい市景観重要樹木の管理に係る勧告書（様式第24号）によるものとする。

（景観重要樹木の指定の解除の通知）

- 第20条 法第35条第1項又は第2項の規定により指定を解除した場合において、同条第3項において準用する法第30条第1項の規定による指定の解除の通知は、つくば

みらい市景観重要樹木指定解除通知書（様式第25号）によるものとする。

（景観審議会の会長及び副会長）

第21条 条例第20条の規定により設置するつくばみらい市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、審議会の委員（以下「委員」という。）の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第22条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（景観アドバイザーの委嘱等）

第23条 条例第23条の規定により設置する景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）都市計画又は建築に関し専門的知識又は経験を有する者

（2）土木又は造園に関し専門的知識又は経験を有する者

（3）色彩又はデザインに関し専門的知識又は経験を有する者

（4）前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（アドバイザーが行った助言の審議会への報告）

第24条 市長は、必要があると認めるときは、条例第24条第2項の規定によりアドバイザーが市長に対して行った技術的又は専門的な助言について、審議会に報告するものとする。

（アドバイザーの解職）

第25条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

（1）辞職を申し出たとき。

（2）職務の遂行に支障があると市長が認めたとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、アドバイザーとしてふさわしくない行為があったと市長が認めたとき。

（委員及びアドバイザーの守秘義務）

第26条 委員及びアドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（報酬及び費用弁償）

第27条 委員及びアドバイザーの報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職

の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第29号)の定めるところによる。

(審議会及びアドバイザーの庶務)

第28条 審議会及びアドバイザーの庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条から第20条までの規定は、平成26年8月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

つくばみらい市景観計画区域内行為届出書

年 月 日

つくばみらい市長 様

届出者 住所  
氏名 印  
電話番号

景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所		
区 域 の 区 分		<input type="checkbox"/> みらい平地区(陽光台・紫峰ヶ丘・富士見ヶ丘) <input type="checkbox"/> 絹の台地区 <input type="checkbox"/> その他の地区 (該当する□にレ点を付してください。) 
行 為 の 期 間		着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建 築 物 <input type="checkbox"/> 工 作 物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 (該当する□にレ点を付してください。) 
	<input type="checkbox"/> そ の 他	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 一団の区域で同時期に行う5戸以上の新築行為 <input type="checkbox"/> 商業・業務施設、工場施設等の新築行為 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (該当する□にレ点を付してください。) 
代 理 者		住所 氏名 電話番号 ( )
設 計 者		住所 氏名 電話番号 ( )
施 工 者		住所 氏名 電話番号 ( )

行為の概要	敷地面積							m <sup>2</sup>	
	緑化面積		m <sup>2</sup>		緑化割合		パーセント		
	建築物	用途	区分	届出部分		既存部分		合計	
				建築面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
		構造	造 階建て	延べ面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
				最高高さ		m		m	
		材料・仕上げの 色彩	区分	仕上げの材料※1				色彩	
			屋根						
	外壁								
	工作物	種類	規模等（高さ、延長等）			構造		色彩	
	土地の形質の変更		形質の変更の内容		のり面の高さ		措置		
物件の堆積		堆積の種類と高さ				措置			
添付書類※2		<p>1 建築物の建築等又は工作物（建築物を除く。以下この項において同じ。）の建設等にあつては、次に掲げる図書</p> <p>(1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの</p> <p>(2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真</p> <p>(3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>(4) 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの</p> <p>2 開発行為にあつては、次に掲げる図書</p> <p>(1) 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの</p> <p>(2) 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真</p> <p>(3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>3 その他参考となるべき事項を記載した図書</p>							

備考

- 1 仕上げの材料欄（※1の欄）には、表面の仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。（例：日本瓦、波型スレート、小口タイル等）
- 2 行為の規模が大きいため、添付書類の欄（※2の欄）に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができます。





施 工 者	住所 氏名 電話番号 ( )
添 付 書 類 ※ 1	<p>1 建築物の建築等又は工作物（建築物を除く。以下この項において同じ。）の建設等にあつては、次に掲げる図書</p> <p>(1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの</p> <p>(2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真</p> <p>(3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>(4) 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの</p> <p>2 開発行為にあつては、次に掲げる図書</p> <p>(1) 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの</p> <p>(2) 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真</p> <p>(3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの</p> <p>3 その他参考となるべき事項を記載した図書</p>

備考 行為の規模が大きいため、添付書類の欄（※1の欄）に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができます。

様式第3号（第4条関係）

つくばみらい市景観計画区域内行為事前協議申出書

年 月 日

つくばみらい市長

様

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

つくばみらい市景観条例第12条第1項の規定による協議をしたいので、次のとおり申し出ます。

行為の場所	
行為の種類	
行為予定者	住所 氏名
行為の期間	年 月 日～ 年 月 日
行為の概要	
備 考	
添 付 書 類	<p>1 建築物の建築等又は工作物（建築物を除く。以下この項において同じ。）の建設等にあつては、次に掲げる図書</p> <p>（1） 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面</p> <p>（2） 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真</p> <p>（3） 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面</p> <p>（4） 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図</p> <p>2 開発行為にあつては、次に掲げる図書</p> <p>（1） 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面</p> <p>（2） 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真</p> <p>（3） 設計図又は施行方法を明らかにする図面</p> <p>3 その他参考となるべき事項を記載した図書</p>

様式第4号（第4条関係）

つくばみらい市景観計画区域内行為事前協議指導通知書

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付けでつくばみらい市景観条例第12条第1項の規定による協議の申出のあった行為については、次のとおり指導をしますので、つくばみらい市景観条例施行規則第4条第3項の規定により通知します。

行為の場所	
行為の種類	
行為予定者	住所 氏名
行為の期間	年 月 日～ 年 月 日
行為の概要	
指導内容	
備考	

様式第 5 号（第 5 条関係）

つくばみらい市景観計画区域内行為勧告書

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付けで景観法第 16 条（第 1 項・第 2 項）の規定による届出を受けた行為について、同条第 3 項の規定により、次のとおり必要な措置をとることを勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、つくばみらい市景観条例及びつくばみらい市景観条例施行規則の規定によりあなたの氏名及び住所並びにこの勧告の内容を公表することがあります。

行為の場所	
行為の種類	
行為予定者	住所 氏名
行為の期間	年 月 日～ 年 月 日
行為の概要	
勧告の内容	
備 考	

様式第 6 号（第 7 条関係）

つくばみらい市特定届出対象行為変更命令書

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付けで景観法第 16 条（第 1 項・第 2 項）の規定による届出を受けた行為について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないので、同法第 17 条（第 1 項・第 5 項）の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わないときは、つくばみらい市景観条例及びつくばみらい市景観条例施行規則の規定によりあなたの氏名及び住所並びにこの命令の内容を公表することがあります。また、景観法の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

行為の場所	
行為の種類	
行為予定者	住所 氏名
行為の期間	年 月 日～ 年 月 日
行為の概要	
命令の内容	
備考	

様式第7号（第8条関係）

←----- 9センチメートル ----->

(表)

景観法第17条第8項の規定による身分証明書	
第 号	年 月 日 交付 有効期間 交付日から1箇年
所 属	
職 名	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
つくばみらい市長	
印	

↑  
6センチメートル  
↓

(裏)

この者は、景観法（平成16年法律第110号）第17条第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び同条第7項の規定により立入検査又は立入調査をすることができる者であることを証明する。

関係法令 景観法第17条（抜粋）

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（略）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。（以下略）

7 景観行政団体の長は、（略）景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第 8 号（第 9 条関係）

つくばみらい市景観重要建造物指定通知書

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市長



景観法第 19 条第 1 項の規定による景観重要建造物の指定をしたので，同法第 21 条第 1 項の規定により，次のとおり通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
建 造 物 の 所 有 者	住所 氏名
指定の理由となった 建造物の外観の特徴	
景観法第 19 条第 1 項に規定する土地そ の他の物件の範囲	
備 考	

様式第9号（第10条関係）

つくばみらい市景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

つくばみらい市長 様

届出者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

景観法第22条第1項の許可を受けたいので、つくばみらい市景観条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
建 造 物 の 所 有 者	住所 氏名
行為の種類，場所， 設計又は施工方法	
着手予定日及び完了 予定日	年 月 日から 年 月 日まで
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建 築 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 (該当する□にレ点を付してください。)
	<input type="checkbox"/> 工 作 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 (該当する□にレ点を付してください。)



設計 又は 施工 方法	変更箇所	
	現 状	
	変更の内容	
	素材・仕上げ等	
添 付 書 類		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該行為の設計仕様書及び設計図</li> <li>2 当該景観重要建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面</li> <li>3 当該景観重要建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真</li> <li>4 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書</li> <li>5 その他参考となるべき事項を記載した図書</li> </ol>

様式第10号（第10条関係）

つくばみらい市景観重要建造物現状変更許可通知書

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付けで申請を受けた景観重要建造物の現状変更については、景観法第22条第1項の許可をしたので、つくばみらい市景観条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
建 造 物 の 所 有 者	住所 氏名
許 可 に 係 る 現 状 変 更 の 内 容	
景観法第22条第3項の規定により許可に付す条件	
備 考	

様式第 1 1 号 (第 1 0 条関係)

つくばみらい市景観重要建造物現状変更不許可通知書

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付けで申請を受けた景観重要建造物の現状変更については、景観法第 2 2 条第 1 項の許可をしないこととしたので、つくばみらい市景観条例施行規則第 1 0 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
建 造 物 の 所 有 者	住所 氏名
許 可 に 係 る 現 状 変 更 の 内 容	
許 可 し な い 理 由	
備 考	

様式第12号（第11条関係）

つくばみらい市景観重要建造物原状回復等命令書

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市長



景観重要建造物の原状回復について、景観法第23条第1項の規定により、 年  
月 日までに次のとおり必要な措置をとる旨を命じます。

なお、この命令に従わないときは、景観法の規定により罰金に処されることがあります。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
建 造 物 の 所 有 者	住所 氏名
命 令 の 根 拠	<input type="checkbox"/> 景観法第22条第1項の規定に違反したため <input type="checkbox"/> 景観法第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反したため
命 令 の 内 容	
備 考	

様式第13号（第12条関係）

つくばみらい市景観重要建造物管理状況報告書

年 月 日

つくばみらい市長

様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

印

景観重要建造物の管理の状況について、つくばみらい市景観条例第16条第3号の規定により、次のとおり報告をします。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
建 造 物 の 所 有 者	住所 氏名
管 理 状 況	

様式第14号（第13条関係）

つくばみらい市景観重要建造物の管理に係る命令書

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市長



景観重要建造物の管理について、景観法第26条の規定により、次のとおり必要な措置を命じます。

なお、この命令に従わないときは、景観法の規定により罰金に処されることがあります。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
建 造 物 の 所 有 者	住所 氏名
命 令 の 根 拠	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物が滅失し又は毀損するおそれがあると認められるため <input type="checkbox"/> 景観重要建造物の管理がつくばみらい市景観条例に従って適切に行われていないと認められるため
命 令 の 内 容	
備 考	

様式第15号（第13条関係）

つくばみらい市景観重要建造物の管理に係る勧告書

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市長



景観重要建造物の管理について、景観法第26条の規定により、次のとおり必要な措置を勧告します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
建 造 物 の 所 有 者	住所 氏名
勧 告 の 根 拠	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあると認められるため <input type="checkbox"/> 景観重要建造物の管理がつくばみらい市景観条例に従って適切に行われていないと認められるため
勧 告 の 内 容	
備 考	

様式第16号（第14条関係）

つくばみらい市景観重要建造物指定解除通知書

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市長



景観法第27条（第1項・第2項）の規定により景観重要建造物の指定を解除したので、同条第3項において準用する同法第21条第1項の規定により、次のとおり通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
建 造 物 の 所 有 者	住所 氏名
指 定 を 解 除 す る 日	年 月 日
指 定 を 解 除 す る 理 由	
備 考	



様式第17号（第15条関係）

つくばみらい市景観重要樹木指定通知書

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市長



景観法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしたので、同法第30条第1項の規定により、次のとおり通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
樹 木 の 所 有 者	住所 氏名
指定の理由となった 樹容の特徴	
備 考	

様式第18号（第16条関係）

つくばみらい市景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

つくばみらい市長 様

届出者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

景観法第31条第1項の許可を受けたいので、つくばみらい市景観条例施行規則第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
樹 木 の 所 有 者	住所 氏名
行為の種類，場所， 設計又は施工方法	
着手予定日及び完了 予定日	年 月 日から 年 月 日まで
添 付 書 類	1 当該行為の施行方法を明らかにする図面 2 当該景観重要樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺2，500分の1以上の図面 3 当該景観重要樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真 4 申請者が所有者以外の者であるときは，所有者の意見書 5 その他参考となるべき事項を記載した図書

様式第19号（第16条関係）

つくばみらい市景観重要樹木現状変更許可通知書

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付けで申請を受けた景観重要樹木の現状変更については、景観法第31条第1項の許可をしたので、つくばみらい市景観条例施行規則第16条第2項の規定により、次のとおり通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
樹 木 の 所 有 者	住所 氏名
許可に係る現状変更の内容	
景観法第31条第2項において準用する同法第22条第3項の規定により許可に付す条件	
備 考	

様式第20号（第16条関係）

つくばみらい市景観重要樹木現状変更不許可通知書

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付けで申請を受けた景観重要樹木の現状変更については、景観法第31条第1項の許可をしないこととしたので、つくばみらい市景観条例施行規則第16条第2項の規定により、次のとおり通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
樹 木 の 所 有 者	住所 氏名
許可に係る現状変更の内容	
許可しない理由	
備 考	

様式第 2 1 号 (第 1 7 条関係)

つくばみらい市景観重要樹木原状回復等命令書

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市長



景観重要樹木の原状回復について、景観法第 3 2 条第 1 項の規定において準用する同法第 2 3 条第 1 項の規定により、 年 月 日までに次のとおり必要な措置をとる旨を命じます。

なお、この命令に従わないときは、景観法の規定により罰金に処されることがあります。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
樹 木 の 所 有 者	住所 氏名
命 令 の 根 拠	<input type="checkbox"/> 景観法第 3 1 条第 1 項の規定に違反したため <input type="checkbox"/> 景観法第 3 1 条第 2 項において準用する同法第 2 2 条第 3 項の規定により許可に付された条件に違反したため
命 令 の 内 容	
備 考	

様式第 2 2 号（第 1 8 条関係）

つくばみらい市景観重要樹木管理状況報告書

年 月 日

つくばみらい市長 様

届出者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

景観重要樹木の管理の状況について、つくばみらい市景観条例第 1 7 条第 3 号の規定により、次のとおり報告をします。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
樹 木 の 所 有 者	住所 氏名
管 理 状 況	

様式第23号（第19条関係）

つくばみらい市景観重要樹木の管理に係る命令書

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市長



景観重要樹木の管理について、景観法第34条の規定により、次のとおり必要な措置を命じます。

なお、この命令に従わないときは、景観法の規定により罰金に処されることがあります。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
樹 木 の 所 有 者	住所 氏名
命 令 の 根 拠	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認められるため <input type="checkbox"/> 景観重要樹木の管理がつくばみらい市景観条例に従って適切に行われていないと認められるため
命 令 の 内 容	
備 考	

様式第24号（第19条関係）

つくばみらい市景観重要樹木の管理に係る勧告書

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市長



景観重要樹木の管理について、景観法第34条の規定により、次のとおり必要な措置を勧告します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
樹 木 の 名 称	
樹 木 の 所 在 地	
樹 木 の 所 有 者	住所 氏名
勧 告 の 根 拠	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認められるため <input type="checkbox"/> 景観重要樹木の管理がつくばみらい市景観条例に従って適切に行われていないと認められるため
勧 告 の 内 容	
備 考	



様式第25号（第20条関係）

つくばみらい市景観重要樹木指定解除通知書

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市長



景観法第35条（第1項・第2項）の規定により景観重要樹木の指定を解除したので、同条第3項において準用する同法第30条第1項の規定により、次のとおり通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
樹 木 の 所 有 者	住所 氏名
指定を解除する日	年 月 日
指定を解除する理由	
備 考	